

## 8. 金融、保険、証券分野

金融・保険・証券(1)	物的分割時における有価証券届出書の廃止【新規】
規制の現状	<p>分割会社が開示会社、承継会社が非開示会社であって、分割の対価(株式)の割当てが分割会社に止まる場合(いわゆる物的分割の場合)であっても、承継会社は株式の交付の際およびその後5年間、有価証券届出書等の届出が求められる。</p>
規制の根拠法令	金融商品取引法第2条の2、第4条第1項、第24条第1項但書
要望内容	<p>分割の対価(株式)の割当てが分割会社に止まる場合は、有価証券届出書の届出を不要とする。</p>
要望理由	<p>非開示会社を承継会社とする物的分割であれば、非開示会社の株式は50名以上の多数者に割当てられない(募集・売出しにあたらぬ)から、有価証券届出書レベルの開示は不要と考える。なお、会社分割後に、非開示会社である承継会社の株式を、分割会社が50名以上の多数者に譲渡する際、有価証券届出書の届出を求める制度が考えられる。</p> <p>非公開会社にとって、有価証券届出書の作成・継続開示は、たいへん負担が大きく、円滑な企業再編の妨げとなる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

金融・保険・証券(2)	四半期報告制度の簡素化【新規】
規制の現状	<p>金融商品取引法に基づき、2008年度から四半期報告制度が導入され、四半期決算毎に、決算日後45日以内に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める企業情報を記載した四半期報告書を提出することとなった。</p> <p>従来より、企業グループ各社の個別決算作業および連結決算作業を実施した後、四半期決算短信を作成し、決算日後30日以内に証券取引所に提出している。これに加えて、各種経営情報や財務諸表注記事項を加えて四半期報告書を作成し、監査法人による監査(レビュー)証明を受けて提出する作業を、決算日後45日で行うこととなったため、作業スケジュールが非常に厳しく、実務負担が極めて大きい。</p>
根拠法令等	<p>金融商品取引法 第24条の4の7(四半期報告書の提出)</p> <p>金融商品取引法 第193条の2(公認会計士又は監査法人による監査証明)</p> <p>企業開示等の内容に関する内閣府令 第17条の15(四半期報告書の記載内容等)</p>
要望内容	<p>①四半期決算短信と四半期報告書の整理統合。</p> <p>②記載項目の見直し。削減および記載内容の簡素化(例:経営情報や注記項目の削減等)</p>
要望理由	<p>各上場企業が証券取引所に提出している「四半期決算短信」には、決算情報と財政状態・経営成績等の説明情報を記載しており、当該記載内容で投資家の基本的要請に十分応えていると考える。</p> <p>四半期決算短信と四半期報告制度の整理統合を行い、記載項目を投資家の判断にとって特に重要なものに限定する、あるいは、記載内容を簡素化することで、投資家の要請と実務負担の軽減とのバランスがとれた制度としていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 企業開示課

金融・保険・証券(3)	不動産デリバティブ取引等の差金決済型デリバティブ取引の解禁【新規】
規制の現状	銀行法及び金融商品取引法において、不動産デリバティブ取引等は、銀行及びその証券子会社等が従事可能な業務として明記されていない。
規制の根拠法令	銀行法第10条第2項14号、銀行法施行規則第13条の2 銀行法第16条の2、金融商品取引法第35条
要望内容	<p>①銀行及びその証券子会社等による不動産デリバティブ取引／差金決済型の許容。  ②その他類似の差金決済型デリバティブ取引一般を銀行の付随業務として明示。  (具体的には、銀行法第10条第2項柱書「その他付随業務」に該当する旨明確化又は銀行法第10条第2項14号・銀行法施行規則第13条の2の改正により措置。また、金融商品取引法上の付随業務&lt;金融商品取引法第35条第1項柱書&gt;に該当する旨明確化するとともに銀行法第16条の2の「証券専門会社」の業務に追加する等。)</p>
要望理由	<p>既に欧米における不動産デリバティブ取引は一定の市場規模を有しているが、わが国においても、不動産価格変動リスクのエクスポージャーは事業会社・金融機関を問わず大きく、リスクヘッジ手段としての不動産デリバティブ取引への潜在的なニーズは強い。また、わが国においても、参照指標となる国内不動産価格のINDEX自体は既に複数存在。  事業会社(不動産会社等)や金融機関の有する不動産価格変動リスクは、従来適切な管理が困難であったが、不動産デリバティブを活用したマクロヘッジが可能となれば、その経営の健全性確保に資するものと考えられる。  加えて、欧米では、例えば船舶運賃を指標としたデリバティブ取引等も活発に取引されており、こうしたその他の資産価格・指標を参照する差金決済型デリバティブ取引についても、銀行及びその証券子会社の業務範囲に(都度改正でなく一般的に)加えることが適当と考えられる。  わが国においても既に、銀行等に対してコモディティ(商品)や排出権等に係る差金決済型のデリバティブ取引が許容されているところであるが、不動産価格のINDEX等を参照指標とするデリバティブを含め、差金決済を条件として行われるデリバティブ取引については、①リスク管理手法がほぼ同様であること、②現物資産を保有することがないこと、③取引の実態はキャッシュフローの交換であることから既存の銀行業務との親和性が高いこと、を踏まえれば、銀行及びその証券子会社の業務範囲に加えることが適当と考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 監督局 銀行第一課、総務企画局 企画課信用制度参事官室

金融・保険・証券(4)	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の適用対象から信託勘定を除外すること
規制の現状	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、当該会社の総株主等の議決権の100分の5(銀行持株会社にあつては、100分の15)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。
規制の根拠法令	銀行法第16条の3及び第52条の24
要望内容	信託財産として所有する株式等に係る議決権について、銀行法第16条の3、第52条の24の適用対象から、除外する。
要望理由	<p>信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、議決権は別途に行使される。当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは議決権行使のあり方が異なる。</p> <p>信託銀行は、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任(信託業法第28条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、銀行等、銀行持株会社等の他業禁止規定の逸脱、子会社の範囲に関する規定の潜脱防止の懸念はない。</p> <p>かかる規制が存在することにより、信託財産の運用に制約がでる場合があり、適正な運用を行う上での阻害要因となっている。</p> <p>なお、独占禁止法においても銀行の議決権保有に関する同様の規制が存在しているため、本件と同様の要望を別途行っているところ、当該要望については、平成20年度「もみじ月間」における所管官庁第一回答において、「b(全国規模で検討)」回答を頂いている。実務において、議決権保有については銀行法、独占禁止法ともに同様の管理を行っており、仮に一方の要望のみが措置されたとしても、規制緩和の意義はほとんどないことから、銀行法においても同様に検討いただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

金融・保険・証券(5)	業務報告書等の見直し【新規】
規制の現状	<p>銀行持株会社および保険持株会社は、事業年度ごとに、当該持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
規制の根拠法令	<p>銀行法第52条の27          保険業法第271条の24</p>
要望内容	<p>業務報告書等の提出を廃止する、あるいは、業務報告書等の内容を見直し、既に開示されている情報を除く。</p>
要望理由	<p>上場企業においては、東京証券取引所の規則や金融商品取引法により経営内容の開示が充実されており、それらの開示と業務報告書等に重複する内容が多くある。</p> <p>銀行持株会社および保険持株会社における業務負担を軽減し、経営を合理化することは、最終的に子会社の銀行、保険会社のお客さまの利益に資するものとする。</p> <p>例えば、業務報告書に求められる連結財務諸表は、決算短信、有価証券報告書、ディスクロージャー誌により把握できる。また、従業員数は事業報告、有価証券報告書、ディスクロージャー誌により把握できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 総務企画局

金融・保険・証券(6)	銀行代理業の許可要件に関する規制緩和
規制の現状	<p>①銀行代理業者は、許可申請書の記載事項に変更がある場合、内閣総理大臣に対し、2週間以内に届出を行わなければならない。許可申請書には、銀行代理業者の親法人等の子法人等の商号、所在地、代表者名等の記載が必要とされている。</p> <p>②銀行代理業の許可審査に際しては一定の基準が設けられている。</p>
規制の根拠法令	銀行法第52条の37、第52条の39、銀行法施行規則第34条の32 銀行法施行規則第34条の37
要望内容	<p>①許可申請書の記載内容／対象を限定する(例えば、銀行代理業者の子法人等・親法人等・親法人等の子法人等の「代表者」の記載を不要とするなど)と共に、届出時限を見直す(例えば、銀行代理業者が銀行の子法人等である場合には、2週間以内の届出の適用除外とし、銀行及び銀行持株会社が別途求められている経営実態報告の報告サイクルに合わせる、など)。</p> <p>②兼業承認基準に関して、銀行子会社(従属業務子会社、金融関連子会社等)については、「所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められる者の中から、「金融庁長官が定める者」として適用除外とする。</p>
要望理由	<p>①届出時限・内容とも、銀行及び銀行持株会社が別途求められている類似報告(銀行法第24条/52条に基づく「経営実態報告」：子法人等を含む銀行グループ各社の状況を定期的に報告)以上に厳しく(経営実態報告の報告時限は半年ごとであり、代表者名については記載が求められていない)、過剰感が大きい。また、銀行が銀行代理業者の親法人等に該当する場合には、届出内容と経営実態報告の内容が重畳的となるため、非効率。更に、届出対象に多数の企業を擁する大企業グループが含まれている場合には、銀行代理業者が2週間以内に変更の届出を行うことは、実務的な観点から見ても負担が極めて大きい。なお、銀行代理業制度の利用を促進する上でも、届出手続の見直しを図ることが有効と考える。</p> <p>②銀行の子会社については、仮に親銀行の銀行代理業者を兼業する場合も、グループとしては事実上一体であり、両者間で利益相反行為等の弊害が生じるとは考えにくいことから、銀行の100%出資である金融関連子会社や、同様に100%出資かつ100%収入を親銀行に依存している従属業務子会社等については、兼業承認基準の対象外とすべき。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 総務企画局 企画課信用制度参事官室

金融・保険・証券(7)	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
規制の現状	保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。(厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている)
規制の根拠法令	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他
要望内容	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。
要望理由	<p>①新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。</p> <p>②現金化のコストは企業にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。</p> <p>③現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。</p> <p>④信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 総務企画局 企画課

金融・保険・証券(8)	保険会社における会社分割等の単位の見直し
規制の現状	<p>保険会社が事業再編を目的として会社分割・契約移転を行う場合、保険業法上、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を単位とした分割・移転でなければならない(保険業法第173条の2、第135条)。</p> <p>事業の効率化・高度化等を目的とした会社分割等の事業再編が事実上困難となっていることがある。</p>
規制の根拠法令	保険業法第173条の2、第135条第1項・第2項
要望内容	<p>保険契約の単位が「責任準備金の算出基礎が同一である保険契約」の一部であっても、所要の弊害防止措置等を整備することにより会社分割等を可能とする。</p>
要望理由	<p>金融・保険の自由化による保険事業の多様化に伴い、現行法制における「責任準備金の算出基礎が同一である保険契約」という移転単位は、実際に保険会社が捉える事業単位と乖離するケースがあり、事業再編が事実上困難となることがある。</p> <p>会社分割等の単位に特段の制限を設けない場合には、保険契約者等の保護や保険会社の健全性の観点から弊害が生じる懸念があるが、以下の(ア)(イ)いずれかの措置を整備することなどにより課題の解決に向けた制度設計が可能であると考えます。</p> <p>(ア)弊害の発生を防止する観点から、現行の異議申立制度や認可制度を充実させる。</p> <p>(イ)承継された保険契約の給付の安全性を担保する観点から、分割当時会社間で承継契約について再保険契約、保証契約、瑕疵担保契約などの締結を義務づける措置を設ける。</p> <p>本規制緩和が実現することにより、現状と比較し、柔軟かつ機動的な経営戦略の構築及び専門性やシナジー効果を発揮した事業再編の選択肢が拡充することが期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 総務企画局 企画課

金融・保険・証券(9)	「信託契約代理業」に係る規制の適正化
規制の現状	<p>代理店が受託者のために行う信託契約の代理・媒介について、当該信託の受託者が受益権の発行者(金商法第2条第5項)とされる場合には、信託契約代理業に該当しない(信託業法第2条第8項)。</p> <p>受託者が発行者となるかどうかについては、金商法定義府令第14条第3項によるが、例えば同一の経済実態を持つ一類型の商品(例:年金信託)について、代理店が受託者のために当該信託契約の代理・媒介を行う場合、信託契約代理業と金融商品取引業に分かれてしまい、実務上混乱が生じている。</p>
規制の根拠法令	信託業法第2条第8項、金融商品取引法第2条第8項、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条
要望内容	<p>「信託契約代理業」と「金融商品取引業」の定義を整理すべきである。</p> <p>例えば、①信託業法第2条第8項の括弧書の削除、及び②金商法定義府令第16条において、金商法第2条第8項第9号の有価証券の募集・私募の取扱いのうち、信託契約代理業(信託業法第2条第8項)に該当する行為を金融商品取引業から除く旨の規定追加、が考えられる。</p>
要望理由	<p>信託契約代理店が受託者のために行う信託契約締結の代理・媒介については、現状、「発行者」(金商法定義府令第14条第3項)の違いによって、金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第9号の募集・私募の取扱い)とされる場合と、信託契約代理業(信託業法第2条第8項)とされる場合があり、同じ類型の商品でありながら業法の適用に分かれが生じている。これによって、金融商品取引法施行後、信託契約代理店や所属信託会社において実務上混乱が生じており、顧客保護上問題が生じる懸念がある。</p> <p>金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」(2005年12月22日)において、信託の引受けは、信託業法及び兼営法において「より高度な業規制が課されていること」から金商業の「範囲に含めないことが適当」であり、信託契約代理業についてもこれらに「準じて考えることが適当」であると整理されているが、金商法施行を機に従来の信託契約代理業が、顧客保護の観点からではなく、金商法の「発行者」概念に形式的に依拠する形で「信託契約代理業」と「金融商品取引業」に区分けされている現状は、上記報告書の趣旨に反するものである。</p> <p>他方、「発行者」とは金商法の公衆縦覧開示規制における概念であり、原則として開示すべき情報を保有する者がこれに該当するが、その利用形態が多岐にわたる信託について、信託契約の内容を勘案せずに、「発行者」の違いのみによって代理業務を金商業又は信託契約代理業とに区分することは、必ずしも合理的ではない。</p> <p>例えば年金信託や合同運用の金銭の信託において、自益信託か他益信託かの違いによって発行者が異なるため、以下のとおり顧客にとって全く関係のない理由によって、業法の適用が分かれる(金融商品取引法第2条第5項、第28条第2項2号、第33条第2項第1号、第33条の2、定義府令第14条第3項、信託業法第2条第8項)</p> <p>A 自益信託  (発行者) 受託者  (代理店が行う行為) 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務  (適用される法) 金融商品取引法</p> <p>B 他益信託  (発行者) 委託者及び受託者  (代理店が行う行為) 信託契約代理業  (適用される法) 信託業法</p> <p>このように、金商法施行後は、受託者の運用裁量の有無や当初信託財産の態様等によって信託の受益権の「発行者」が定められることから、経済実態がほとんど変わらない商品について、その「代理業務」の根拠法令が異なることになる。かかる整理は顧客の視点からみても難解なものであり、顧客保護の観点からも、「代理業務」の分かりやすい再整理を行う必要性がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

金融・保険・証券(10)	特定融資枠(コミットメントライン)契約の借主の対象範囲拡大
規制の現状	<p>特定融資枠(コミットメントライン)契約の適用対象は、下記のように限定されている。</p> <p>①会社法上の大会社(資本金5億円以上または負債額200億円以上)  ②資本金3億円超の株式会社  ③金融商品取引法の規定で監査証明を受ける株式会社で、有価証券の発行者  ④資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社  ⑤投資信託及び投資法人に関する法律に規程する登録投資法人  ⑥資産流動化業務を行うSPCとなる株式会社</p>
規制の根拠法令	特定融資枠契約に関する法律第2条
要望内容	<p>①適格借入人の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加。  (a)国、(b)地方公共団体、(c)独立行政法人、(d)国立大学法人、(e)学校法人、(f)医療法人、(g)監査法人・税理士法人、(h)相互会社(生命保険会社)、(i)共済組合、(j)消費生活協同組合、(k)市街地再開発組合、(l)海外債務者(例えば、本法2条7号として「外国法人」を追加)  ②資産流動化業務に関して、適格借入人に、「合同会社」および「有限責任中間法人」、特別目的会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第40条及び第41条に定める有価証券を発行する法人〈並びにそれに準ずる外国法人〉)を追加。  ③資産流動化業務に関して、適格借入人に、PFI等プロジェクトファイナンスや船舶ファイナンスに係るSPCを追加。このため、本法第2条第6号のうち「...イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする者」の部分「...イからホまでに定める行為を主として行うことを目的とする者」と改正。  ④実質基準での判定を導入(大会社の子会社を適用対象とする等)。このため、例えば本法2条8号として、「前各号に掲げる者の子会社(会社法(平成17年法律第16号)第2条第3号の子会社をいう)」を追加。</p>
要望理由	<p>①コミットメントライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲について中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。同様に、国・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。また、海外債務者に対するクロスボーダー取引が増大する中、出資法等が域外適用されないことについて明確化することが求められている。保護すべき借手が海外に所在しているにもかかわらず、貸手所在国の保護規定を適用することは、国際的な資金調達を行う借手にとって意味がないばかりか、わが国の金融機関の国際競争力を削ぐこととなっている。</p> <p>②近年、資産流動化業務において、株式会社と同様に、合同会社や有限責任中間法人、あるいはその他の特別目的会社が利用されるケースが増加している。これらの主体との間で、流動性補完のためにコミットメントライン契約を締結することができれば、資産流動化業務の更なる進展が図られる。</p> <p>③資金調達手段の多様化により、PFIを含むプロジェクトファイナンスや船舶ファイナンスが近時急増しているが、借入人となるSPCについて、該当要件に「専ら」と記されているため、付随する為替取引や建設工事に係る契約の締結といった行為が含まれるか明確でなく、本法2条6号に該当するか疑義がある。</p> <p>④適格借入人の子会社は、適格借入人と実質一体と判断可能であり、適合性を一律に単体ベースで判断することは合理的でない。また、海外会社の日本法人が中小企業である場合、母国では一般的なコミットメント契約がわが国では締結できないといった不都合が生じている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 総務企画局 企画課 信用制度参事官室 法務省 民事局、刑事局